

揖斐郡軟式野球連盟公式試合運営規定

第1条（目的）

- ・この規定は、揖斐郡軟式野球連盟（以下「連盟」という）に於ける公式試合（以下「揖斐郡大会」という）の運営要項について定める。

第2条（登録）

- ・連盟主催の揖斐郡大会に参加を希望するチームは、年度初めに登録票（連盟様式）を作成のうえ連盟に提出すること。
- ・登録時に、各チームへ登録年度の公認野球規則及び競技者必携（各1冊）を配布する。

第3条（チームの格付け）

- ・一般チームに於いては、年度成績及びチームの品位等を考慮してA級・B級・C級に格付けする。
- ・年間を通じて、県大会等の成績を考慮し、理事会に於いて翌年度の格付けを決定する。
- ・学童・少年のチームに於いては、チームの格付けを行わない。

第4条（新規チームの取り扱い）

- ・一般チームに於いては、年度途中でも新規チームの登録を行うことが出来る。新規チームは原則として、C級に格付けするが、そのチームの競技力等によっては上位に格付けすることが出来る。
- ・学童・少年のチームに於いては、年度ごとに合併等を確認して、チーム名及びチーム数を年度初めに新規にて登録を行うこととする。

第5条（大会出場権）

- ・一般に於いては、格付けごとに出場できる揖斐郡大会は、岐阜県軟式野球連盟の定める通りとする。
- ・学童・少年のチームに於いては、揖斐郡大会ごとに大会参加申込書（連盟様式）を作成のうえ連盟の承認を得て参加することとする。

第6条（登録費及び大会参加費）

- ・登録チームは、年間に次のとおり登録費を3月末日までに納入すること。
（登録費には「公認野球規則」及び「競技者必携」各1冊の代金を含むものとする）
一般：20,000円 還暦：15,000円 学童：10,000円 少年：10,000円
- ・各種揖斐郡大会に参加するチームは、次のとおり大会ごとに大会参加費を納入すること。
一般：15,000円 還暦：15,000円 学童：6,000円 少年：9,000円

第7条（大会スケジュールの決定）

- ・各種揖斐郡大会の日程は、年度初めに連盟にて決定し各チームに通知する。
- ・組合せ抽選会は連盟にて日程調整を行い開催する。抽選については原則としてチームの監督またはその代理者が抽選するものとする。参加出来ないチームは連盟にて代行抽選を行う。
- ・揖斐郡大会の開催は、原則として土曜日・日曜日とするが日程の都合により祝日等に行う場合がある。
- ・揖斐郡大会は連盟が決定した日程で実施するものとする。ただし、県大会等その他の大会と日程が重なる場合や諸事情による日程調整は臨機応変に対応することとする。

第8条（試合及び準備）

- ・試合ルールは、公認野球規則及び競技者必携に準じること。
- ・選手全員のユニホーム、帽子、ストッキングが揃っていること、また登録した背番号を必ず表示すること。（背番号は00～99までとする）
- ・本規定にのっとり、マナーを遵守したフェアプレーができること。
- ・相手チームの選手及び審判員へのヤジは禁止とする。
- ・審判員の指示に従うこと、従わない場合は失格とする。
- ・グラウンドルールに関しては、当該審判員の判断によるものとする。
- ・各チームは、試合開始予定時刻の30分前には集合するものとする。
- ・試合開始予定時刻になっても選手が揃わない場合は棄権とする。
- ・次の試合を行うチームの監督は、前の試合4回終了時または競技開始1時間後（早い方）に本部または審判員にメンバー表（4部）を提出し、攻守を決定する。
- ・ベンチは組合せ番号の若いチームが1塁側とする。ただし、2試合続けて行う場合はベンチの入れ替えを行わない場合がある。
- ・登録選手以外が試合に出場した場合は、その試合を没収試合とする。

第9条（正式試合）

- ・正式試合は7回戦とし5回を終了すればゲームは成立する。
学童に関しては6回戦とし5回を終了すればゲームは成立する。（4年生以下は5回戦）
- ・得点差によるコールドゲームは、4回10点差及び5回以降7点差とする。
- ・暗黒・降雨などにより5回を終了しなかった場合はノーゲームとし、後日再試合とする。

第10条（試合時間の制限及び運営等）

- ・1試合に要する競技時間は、1時間30分以内とする。競技時間内に終了しなかった場合の処置は次のとおりとする。
 - ① 先攻チームが勝っていてその攻撃中にタイムアップとなった場合、その裏の回が終了するまで行う。
 - ② 後攻チームが勝っていてその攻撃中にタイムアップとなった場合、その打者の攻撃をもって試合を終了する。
 - ③ 先攻チームが負けていてその攻撃中にタイムアップとなった場合、その攻撃で終了とする。しかし、その攻撃で同点または逆転した場合は、その裏の回が終了するまで行う。
 - ④ 後攻チームが負けていてその攻撃中にタイムアップとなった場合、その攻撃で終了とする。しかし、その攻撃で同点となれば、次の回からタイブレーク方式を適用する。またはその攻撃で逆転した場合はサヨナラ勝ちで終了とする。
- ・競技時間内に7回(6回)を終了する様に駆け足で攻守交代を行うこと。
- ・タイム時間の1分間以内を厳守する。
- ・投手の12秒・20秒ルールを厳守する。
- ・試合時間は本部及び審判員が管理する。
- ・試合開始時間は、1回表終了時に通知する。
- ・7回(6回)を終了もしくは時間制限による終了の時点で同点の時はタイブレーク方式を適用する。

- ・タイブレーク方式は継続打順で、前回の最終打者を 1 塁走者、その前の打者を 2 塁の走者とする。すなわち、無死 1・2 塁の状態にして 2 イニングを限度として行い、得点差が生じたイニングをもって試合は成立する。勝敗が決しない場合は、抽選にて勝敗を決定する。
- ・試合終了後のグラウンドの整備は、勝ち負けに関係なく両チームで実施する。

第 11 条（学童・少年に於ける投球制限）

・学童の部

投手一人の投球数制限は 1 日 70 球以内とする。（※4 年生以下は 60 球）

- ① 試合中に 70 球（※60 球）に到達した場合は、対する打者が打撃を完了するまで投球できる。
- ② ボークにかかわらず「投球」したものは、投球数に数える。
- ③ タイブレークになった場合、規定投球数以内であれば投球できる。
- ④ 投球数は各チームにて管理すること。

・少年の部

投手一人の投球数制限は、1 日 100 球以内とする。また 1 週間の投球数制限を 350 球以内とする。

- ① 試合中に 100 球に到達した場合は、対する打者が打撃を完了するまで投球できる。
- ② ボークにかかわらず「投球」したものは、投球数に数える。
- ③ タイブレークになった場合、規定投球数以内であれば投球できる。
- ④ 投球数は各チームにて管理すること。
- ⑤ 1 週間の投球数制限 350 球以内は各チームの監督が管理すること。

第 12 条（使用球）

- ・揖斐郡大会の使用球は、各チーム負担とし、毎試合ごとに 1 チームあたり 2 個ずつ提出するものとする。
- ・使用球の銘柄は、大会ごとに連盟が指定する。

第 13 条（天候不順時の試合告知）

- ・天候不順に於ける試合の決行及び中止は、試合当日の朝、連盟にて協議決定のうえ、各チーム代表者に通知する。

附 則 本規定は令和 4 年 3 月 3 日から施行する